配当公告

三重県熊野市井戸町六一三ノ一三、商業登記簿上の本店所在地三重県熊野市紀和町長尾四三三番地の一　破産者　株式会社森岡組

右の者に対する津地方裁判所熊野支部平成二十五年（フ）第二七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金九七五、一三八、一〇五円

一、配当することのできる金額
　金六七、六六八、九六八円

平成二十六年八月二十日
　三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　破産管財人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市下奈良一五一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松村　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　埼玉県熊谷市仲町一〇番地　相続財産管理人　弁護士　野口　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区北小岩四丁目三六番、最後の住所埼玉県越谷市大字平方一七一番地一七　被相続人　亡　倉林代喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　埼玉県春日部市南一―一―七　ふれあいキューブ五階A―二とみなが総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　冨永　大右

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸三二九四番地、最後の住所埼玉県春日部市内牧三一四九番地彩光苑　被相続人　亡　坂巻　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　埼玉県越谷市南越谷四―二―二エクレシア法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡本　泰典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市材木町一二一番地、最後の住所千葉県茂原市小林一六九二番地　グランディール小林B―二〇二　被相続人　亡　太田　廣久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　事務所千葉県茂原市道表六―八　オフィスK二〇二　渡辺智志法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渡辺　智志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区麹町三丁目一〇番地九、最後の住所東京都世田谷区代田二丁目一七番三七号　被相続人　亡　志賀　暢之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市江南区割野四二六番地、最後の住所新潟市東区山木戸六丁目一七番二二号　被相続人　亡　大野　秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　事務所新潟市中央区西堀通三番町八〇〇番地一西堀セントラルハイツ一〇〇一号　相続財産管理人　弁護士　松岡　立行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市江南区日水二丁目二六五七番地五、最後の住所新潟市江南区日水二丁目一番三五号　被相続人　亡　酒井　一臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　新潟市中央区万代三丁目一番一号メディアシップ八階にいがた国際法律事務所　相続財産管理人　弁護士　相馬　卓二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市御坂町二之宮四六九番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　進藤　永夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　山梨県甲府市中央一―九―六青柳ビル三階　相続財産管理人　弁護士　木暮　利壱

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市三輪六丁目九六九番地、最後の住所長野県長野市三輪六丁目三番一〇号　被相続人　亡　市川　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　事務所長野県長野市大字鶴賀緑町一三九三番地三富士火災長野ビル八階　相続財産管理人　弁護士　山際　悟郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区木屋町通三條上る上大阪町五二六番地、最後の住所滋賀県草津市西渋川一丁目一八番七四号　被相続人　亡　柴田　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　滋賀県東近江市八日市町一番一三号川嶋ビル三階八日市駅前法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川瀬　新也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区松崎町二丁目一七九番地、最後の住所大阪府守口市西郷通一丁目九番二一号　被相続人　亡　西山　浩二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　大阪府大阪市北区南森町一丁目二番二五号南森町アイエスビル六階　相続財産管理人　弁護士　一津屋香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市大庄西町一丁目三二八番地、最後の住所兵庫県尼崎市大庄西町一丁目二五番一号　被相続人　亡　小林　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十日
　兵庫県西宮市和上町五番七号ホワイエ西宮ビル四階亀若法律事務所　相続財産管理人　弁護士　亀若　浩幸